

逐条研究

地方自治法

I

総則—直接請求

地方自治総合研究所編著

日本評論社

- (1) 国会議員の選挙においても、その選挙権の行使に当たっては、選挙人名簿登録要件としての三ヶ月の住所が必須とされる（公職選挙法第二一条第一項）が、いったん名簿に登録されれば、その他の市町村に住所を移してもそこで新たに選挙人名簿に登録されるまでの間は、国会議員選挙は旧住所地で行える。
- (2) 土井豊・佐野徹治『現代地方自治全集10・選挙制度』三五頁参照。ただし、この場合にも、国会議員の選挙の場合と同様に、選挙人名簿への登録は前住地の市町村においてなされており、住所を有しなくなっても四ヶ月間は抹消されていないので（公職選挙法第二八条第二号）、投票は従前の市町村において行うことになる（同法第四四条第二項 同施行令第二九条第一項）。
- (3) 同右参照。
- (4) 杉村・室井『コンメンタール』一三一頁参照。

〔議員および長の被選挙権〕

第十九条 普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のものは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。

- 2 日本国民で年齢満三十年以上のものは、別に法律の定めるところにより、都道府県知事の被選挙権を有する。
- 3 日本国民で年齢満二十五年以上のものは、別に法律の定めるところにより、市町村長の被選挙権を有する。

本条の趣旨

本条は、普通地方公共団体の議会の議員および長の被選挙権に関する基本規定である。

本条の沿革

地方公共団体の議員と長の被選挙権ないし被選挙資格も、やはり旧制度下ではそれぞれ異なる規定を有して、その統一は昭和二年の第一次地方制度改革において初めて達成された。したがって、本条の沿革も、前条と同様な順序で、旧制度と現行制度について叙述を進めることにする。

一に、国家地方警察と自治体警察の二本立てとなつて前者の事務に従事する警察官（同法第一七条第一項、第三五条）と後者に従事する警察吏員（同法第四六条、第五三條）とが分離されたこと、第二に、「都道府県国家地方警察の運営管理」（同法第二〇条第二項）を行う都道府県公安委員会、および「市町村の区域内における警察を管理」（同法第四三條）する市町村公安委員会をそれぞれ構成する公安委員がおかれたことにより、そのいずれもが在職中はその職務の中立的運用を確保する上から、被選挙権を有しないものとされたのである。

(3) 昭和二五年の公職選挙法の制定に伴う関係法令の整理等に関する法律により、議員および長の被選挙権についての規定も地方自治法から全文削除され、公職選挙法中に移された。すなわち、同法第一〇条は、衆参両院議員に並べて、従来どおり都道府県知事のみ年齢満三〇年以上、その他の都道府県議会議員、市町村議会議員、市町村長、教育委員会の委員はいずれも満二五年以上の者が被選挙権を有するとし、また第一一条では、前述の選挙権とまったく同じ消極要件を定めていた。さらに、同法第八九条では、従来の地方自治法第二一条に規定を置いていた在職中の検察官、警察官等の被選挙権の否定に代えて、国または地方公共団体の公務員は原則としてその在職中は公職の候補者となりえない旨の規定が新たに設けられた。また、従来町村長に立候補しようとする場合は、地方自治法第五四條第四項により、選挙人三〇人以上の連署が必要であったが、公職選挙法はこの制度を廃止した。

(4) 昭和二七年の地方自治法の一部改正により、地方自治法に地方公共団体の議会の議員および長の被選挙権に関する規定も、次のとおり復活したが、公職選挙法の規定と異なるところはなかった。

- 第一九条 普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のものは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。
- 2 日本国民で年齢満三十年以上のものは、別に法律の定めるところにより、都道府県知事の被選挙権を有する。
- 3 日本国民で年齢満二十五年以上のものは、別に法律の定めるところにより、市町村長の被選挙権を有する。

以後本条の改正は行われていない。

- (1) 『戦後自治史』V一六九頁参照。
- (2) なお、警察官および警察吏員以外の警察職員の被選挙権は否定されなかった（金丸三郎『地方自治法精義』一三四頁参照）。
- (3) また、公安委員は、「都道府県、特別区若しくは市町村の議会の議員又は有給吏員を兼ね、又は政党その他の政治的団体の役員となることができない」（警察法第三二条第一項および同項を適用する第四四條）旨明記されており、警察法の側から、公安委員の議員、有給吏員、政治的団体の役員との兼職禁止が定められていた。

本条の解釈

選挙 (第19条) 第四節 427

- (1) 本条は、普通地方公共団体の議会の議員および長の被選挙権に関する基本的規定であり、その具体的規定については公職選挙法の定めるところに委ねられている。選挙権同様被選挙権も性別や財産等にかかわらず地方公共団体を構成する住民に平等に認められるべきことは憲法の要請であるが、やはり合理的根拠に基づく限りその主体の限定は許され、被選挙権の要件の問題が生ずる。しかも、被選挙権の場合は、選挙権者のなかから、さらに単に投票時における判断能力だけでなく、継続して一定の知識や経験を要する職務に従事できるだけの能力をも要求されるので、その差異の範囲内で要件がそれだけ厳格に定められることも許されよう。
- (2) 被選挙権についても、選挙権同様、積極的要件と消極的要件とがあり、本条は前者のみについて基本的な規定をおくにとどめられ、その詳細および消極的要件については公職選挙法の規定によっている。積極的要件は、選挙権を有することを基礎要件としながら、議会の議員と長とでは、その性格の相違に照応して異

事項索引

イタリックの数字は沿革でとりあげられている頁を示す。

議会の解散請求の受理	512
議会の解散請求の手続	504, 509, 512
議会の解散投票に関する運動	555
議会の解散投票に関する争訟	558
議会の解散投票に関する罰則	558
議会の解散投票の結果とその措置	515, 516
議会の解散投票の告示	555
議会の解散投票の投票	557
議会の解散投票の手続	552, 554
機関委任事務	36, 71
規則	307, 336, 337
規則制定権	336, 337
規則制定権の性質	337
規則制定権の範囲	338
規則と罰則	340
規則の公布・公表の手続	346
規則の制定請求権	279
基礎的・地方公共団体	56, 76
基本構想	56, 76
境界が判明でない場合で 争論がないとき	209
境界に関する議決	194, 196, 201
境界に関する裁定	195
境界に関する議定	198, 202
境界に関する議停	198, 201
境界の確定	196, 204
境界の決定	209
境界変更(市町村の)	136, 143, 151
境界変更(都道府県の)	121, 125, 127
境界変更(都道府県の境界にわたる 市町村の)	141, 144, 156
境界変更に伴う財産処分(市町村の)	137, 144, 156
あたらに生じた土地の確認	220
あ	
い	
一の地方公共団体のみに適用される 特別法	6
委任事務	41, 45, 72
委任条例	326
え	
役務の提供	236, 240
お	
沖繩県の特例	11
か	
神戸委員会	147
神戸勸告	147
き	
議員の解職請求権	289, 291, 296
議員の解職請求権の制限	547, 549
議員の解職請求の手続	527, 530, 532
議員の解職投票の結果とその措置	541, 543
議員の解職投票の手続	551, 560
議員の失職	544, 545
議員の選挙	352, 360, 362
議員の選挙権	364, 385, 390
議員の被選挙権	396, 424, 427
議会の解散	518, 519, 520
議会の解散請求権	289, 291, 296
議会の解散請求権の制限	522, 523
議会の解散請求に関する費用	513
議会の解散請求の効果	513

地方自治総合研究所

1974年に自治労の附属機関として設立。地方自治に関する長期的・総合的な理論研究を行つてきた。
地方自治制度、地方財政制度、地方公務員制度などの研究、および基礎資料の作成、刊行のほか、内外の研究者・機関との交流を行う。
主要刊行物：『定期刊行物』月刊自治総研、全国福祉地図、全国首長名簿

フランズ市町村法典(鎌子仁・藤部力郎)、アメリカにおける直接立法—住民投票制度、選挙システムと市民参加、都市における基礎的財政需要関係の変動過程とその要因、選挙権限分と選挙等の自治体への影響、選挙過程と投票行動—83年北海道知事選挙の調査研究報告書、欧米における政治関係等。

阿利 真二(あり・まこと)

1922年、東京に生る。
1948年、東京大学法学部卒業。
1952年、法政大学法学部助教授。
1962年、同学部教授。現在に至る。

1974~84年、日本自治総合研究所代表研究員

1975~80年、日本行政学会理事長
主著論文：現代行政と官僚制(共編)、系列地方自治5・運動(編)、出先機関の理論と課題(著)、地方六団体—地方自治をめぐる全国組織(日本政治学会年報1960)、地方制度(講座日本近代法発展史6)、現代行政の展開と行政国家の形成(行政学講座2巻)等。

逐条研究 地方自治法

著者 地方自治総合研究所

編者 阿利 真二

発行所 株式会社 日本評論社

東京都新宿区須賀町14 電話 東京 (03) 541-6161 (代)

郵便 東京 0-16 郵便番号160

印刷 港北出版印刷株式会社

吹印省路 Printed in Japan

◎ 地方自治総合研究所 1985年

本書の内容の一部あるいは全部を無断で複製盗製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著作権および出版者の権利の侵害となりま
すので、その場合にはあらかじめ社まで断罪を求めてください。

1985年8月31日 第1版第1刷発行

ISBN4-535-03111-8 C3332